

## 大阪市青少年問題協議会議事録

日 時：平成29年11月21日（水）午後2時～午後4時

場 所：大阪市役所 5階 特別会議室

出席委員：池永委員・大成委員・加藤委員・木村委員・葛西委員  
古島委員・竹村委員・棚瀬委員・中田委員・中橋委員  
中山委員・西岡委員・西委員・富士原委員・松山委員  
森栗委員・矢野委員

本市出席者：内本こども青少年局長

長沢こども青少年局理事

稲木こども青少年局企画部長

杉谷こども青少年局企画部青少年課長

### —開会—

合田課長代理

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、大阪市青少年問題協議会を開催させていただきたいと思っております。

委員の皆様方には、公私何かとお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、こども青少年局企画部青少年課長代理の合田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本協議会は、大阪市の「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開とさせていただいております。本日は、個人情報を取り扱う案件もございませんので、公開することに特に支障も認められませんので、傍聴を許可しております。

午後2時に傍聴の受付を締め切りましたところ、傍聴者は1名でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の会議内容につきましては、後日、大阪市のホームページに議事録などを掲載させていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、本日ご出席いただいております委員の皆様方をご紹介します。

お手元にクリップ留めで資料をお配りさせていただいていると思います。参考資料の1、ページ数で申しあげますと26ページになるんですが、委員名簿のほうをつけさせていただいておりますので、あわせてご参照いただければと思います。

それでは、五十音順にご紹介させていただきます。

まず、大阪府警察本部生活安全部少年課少年育成室長の池永公一様でございます。

池永委員

府警本部、池永です。よろしくお願いいたします。

合田課長代理

大阪市地域女性団体協議会会計の大成道子様でございます。

大成委員

大成と申します。よろしくお願いいたします。

合田課長代理

大阪市青少年指導員連絡協議会会長の加藤正也様でございます。

加藤委員

加藤です。よろしくお願ひします。

合田課長代理

大阪市子ども会育成連合協議会副会長の木村勉様でございます。

木村委員

こんにちは、木村です。よろしくお願ひします。

合田課長代理

立教大学コミュニティ福祉学部特別研究員の葛西リサ様でございます。

葛西委員

葛西と申します。よろしくお願ひいたします。

合田課長代理

弁護士の古島礼子様でございます。

古島委員

古島です。よろしくお願ひいたします。

合田課長代理

もと大阪市立大学非常勤講師の竹村安子様でございます。

竹村委員

竹村です。よろしく願いいたします。

合田課長代理

大阪労働局職業安定課長の棚瀬慎様でございます。

棚瀬委員

棚瀬です。よろしく願いいたします。

合田課長代理

大阪市社会福祉協議会理事の中田浩様でございます。

中田委員

中田です。よろしく願いします。

合田課長代理

大阪更生保護女性連盟副会長の中橋久子様でございます。

中橋委員

中橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

合田課長代理

大阪市保護司会連絡協議会会長の中山行男様でございます。

中山委員

中山です。どうぞよろしく申し上げます。

合田課長代理

大阪保護観察所長の西岡総一郎様でございます。

西岡委員

よろしく申し上げます。

合田課長代理

大阪市会議員の西徳人様でございます。

西委員

西でございます。どうぞよろしく申し上げます。

合田課長代理

大阪市青少年福祉委員連絡協議会副会長の富士原純一様でございます。

富士原委員

富士原です。よろしく申し上げます。

合田課長代理

大阪市PTA協議会会長の松山信繁様でございます。

松山委員

松山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

合田課長代理

大阪大学教授の森栗茂一様でございます。

森栗委員

森栗でございます。よろしく願いします。

合田課長代理

大阪府医師会理事の矢野隆子様でございます。

矢野委員

矢野でございます。よろしく願いします。

合田課長代理

なお、大阪市民生委員児童委員協議会副会長の岩上昭信様、大阪市地域振興会副会長の寺田守様、大阪家庭裁判所首席家庭裁判所調査官の春田嘉彦様におかれましては、本日ご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、大阪市の出席者を紹介いたします。

こども青少年局長の内本でございます。

内本局長

内本でございます。よろしく願いいたします。

合田課長代理

こども青少年局企画部長の稲木でございます。

稲木部長

稲木でございます。よろしくお願いいたします。

合田課長代理

すみません、こども青少年局理事の長沢でございますが、別の会議に出ておりまして、そちらの会議が終了次第こちらのほうへ参加させていただくことになっておりますので、どうぞご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

その他本市関係部署からも出席させていただいておりますけれども、時間の関係もございますので、お手元の方に配席表の方をお配りさせていただいておりますので、そちらの方もご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

それでは、まず開会にあたりまして、こども青少年局長の内本よりごあいさつ申しあげます。

内本局長

こども青少年局長の内本でございます。本日はお忙しい中、この青少年問題協議会にご参加いただき、どうもありがとうございます。また、日ごろは本市の青少年行政に、多大なご尽力、ご協力、ご理解賜りまして、ありがとうございます。この協議会でございますが、もともと青少年問題協議会は法律で定められておりまして、もとは市長が会長をしておりまして、青少年問題協議会の会長である市長からの委嘱ということで、青少年指導員、青少年福祉委員の方を委嘱して、活動いただいていたという経過もございまして、この会議自身がそういったところに非常に重きを置いて、これまでも議論させていただいたという経過もございます。青少年指導員、青少年福祉委

員制度の現状につきましてはまた今後も引き続いてですし、本日も報告をさせていただきたいというふうに思っております。法律が改正されまして、市長が委員から外れたということでございます。27年に森栗先生に会長をお願いしたということで、ちょっと2年あきまして、大変申しわけございません。先生方も委員のメンバーの方も半分がおかわりになったということで、こちらの事務局もメンバーが刷新しております、経過がございますので、ご説明を申し上げますと、そのときに森栗先生がいろいろなことをこれからどういうことをしていこうかということで、ワークショップみたいな形で、今何が必要かというようなこと皆さんにいろいろ書いていただいたと。その中で、やっぱりこれからの青少年について、特に居場所が大事ではないかというような議論になりました。それで少しそういうことを具体化できないかということで、こちらのほうで予算化を始めまして、森栗先生自身にもいろんなリーダーとなって、地域でそういう居場所づくりをするときのアドバイザーという形でもご活躍いただけてるというようなこともございます。本日もそういったことにつきましてもご報告をさせていただきたいと思っておりますし、当時もちょうど子どもの貧困が国の方で法律改正があって、どうして進めていくのかというような問題があったときにそういった居場所づくりなども話題になったところで、そういうことをまず先駆けてやっていこうじゃないかということになっております。本日また、大阪市の方も今、貧困対策に非常に力を入れておりまして、そのことにつきましてもご報告を申しあげたいというふうに思っております。というようなことございまして、とりわけ、青少年の問題について、本当に自由にご議論いただきたいというふうな趣旨の会議でございますので、本当に忌憚のないご意見を賜りたく思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では早速でございますが、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

合田課長代理

そうしましたらお手元に本日お配りしています資料を確認させていただきます。クリップでとめている資料がございます。1枚目がレジユメになっていまして、めくっていただくとその後から資料をつけさせていただいています。まず、資料1といたしまして、青少年に係る課題に対する大阪市の施策事業一覧（項目別）、資料2といたしまして、青少年にかかる課題に対する大阪市の施策事業一覧、所属別に分けたものでございます。それから資料3といたしまして、区における青少年問題に関する議論の場、状況一覧、資料4といたしまして、改正に向けた青少年指導員、青少年福祉委員制度の周知について（概要）、2枚目に通知文をつけさせていただいております。資料5といたしまして、改正に向けた青少年指導員、青少年福祉委員制度の各区での話し合いについて（概要）、資料6といたしまして、青少年指導員、青少年福祉委員制度要綱一覧、資料7といたしまして、地域における青少年の居場所づくり事業に資する有識者派遣事業（概要）、2枚ものの資料になってございます。資料8といたしまして、平成28年度地域における青少年の居場所づくりシンポジウム（概要）、資料9といたしまして、淀川区における青少年の居場所づくり平成28年度・29年度取り組み報告、その後が参考資料という形でつけさせていただいております。先ほど申しあげました参考資料1といたしまして、委員さん方の名簿をつけさせていただいております。参考資料2-1といたしまして、地方青少年問題協議会法、参考資料2-2といたしまして、大阪市青少年問題協議会条例、参考資料2-3が大阪市青少年問題協議会条例施行規則になっております。続きまして参考資料3-1がこどもの貧困対策についてこれまでの経過、参考資料3-2といたしまして、大阪市子どもの生活に関する実態調査報告書（概要版）、55ページに飛びますけれども、参考資料3-3で大阪市子どもの生活に関する実態調査報告書の踏まえた課題と対応の方向性の整理について。次が、63ページでございます。参考資料3-4、仮称大阪市こどもの貧困対策推進計画、計画の基本的な考え方。最後に参考資料3-5といたしまし

て、事業検討スケジュール案をつけております。それとは別に、もう一つ配付させていただいていると思うんですけれども、淀川区のこどもの居場所、福祉実践報告という冊子になったものですね。それと、淀川区の広報紙でありますよどマガ10月号と黄色いチラシがついてると思います。こどもの居場所づくり講演会「まちは大きな家族」というものでございます。お配りさせていただいている資料は以上ですが、不足などはございませんでしょうか。

それでは、続きまして、本日の委員の皆様方の出席状況をご報告させていただきます。

14時現在、20名の委員中、出席の委員は17名でございます。半数以上のご出席をいただいておりますので、大阪市青少年問題協議会条例第6条第2項に規定します開催要件を満たしており、本協議会が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に移らせていただきますが、まず初めに会長の選出をいただきたいと存じます。会長の選出につきましては、大阪市青少年問題協議会条例第3条第1項によりますと、会長は委員の互選により定めとなっております。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

いらっしゃらないようでしたら、事務局のほうから腹案を申しあげ、皆様方で互選をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

(意見なし)

ありがとうございます。それでは、事務局から腹案を申しあげます。前任期中に会長をしていただいております森栗委員に今期も引き続き会長をお願いしたいと存じますが、皆様方いかがでございましょうか。

(異議なし)

合田課長代理

ありがとうございます。委員の皆様方にご承認をいただきましたので、森栗委員に会長をお願いしたいと思います。森栗委員、お手数ですけれども、会長席の方へお移りいただけますでしょうか。

それでは、これより以降の進行につきましては森栗会長をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

森栗会長

改めて皆さんこんにちは。円滑な議事進行よろしくお願ひいたします。

本日は新たに委員となられ、初めて、本協議会出席される方もおられますので、審議に先立ちまして、大阪市青少年問題協議会の設置目的、審議の経過を事務局から確認したほうがいいですね。説明をお願ひいたします。

事務局

失礼します。こども青少年局青少年課長の杉谷と申します。本日はどうぞよろしくお願ひ申しあげます。

それではすみません。着席して説明の方、簡単ですがさせていただきます。お手元の資料の27ページに参考資料2-1として地方青少年問題協議会法と、31ページに同じく協議会の条例をつけております。本協議会はこの地方青少年問題協議会法という法律に基づいて条例により設置をされているものです。この地方青少年問題協議会法ですけれども、今から64年前、昭和28年7月に制定をされた法律でございます。青少年の指導育成保護及び矯正に関する総合的な施策の樹立について、必要な重要事項を調査、審議することや、それらの総合的施策の適切な実施を期するため、関係行政機関相互の連絡調整をはかることなどを所掌事務といたしまして、都道府県市町村に地方青少年問題協議会を置くことができると規定をされております。本市におき

ましては昭和28年12月に大阪市青少年問題協議会条例を制定いたしまして、本協議会を設置しております。これまでの主な審議内容といたしましては、本日の議案としても挙がっておりますが、青少年指導員、青少年福祉委員制度に関する事項がございます。青指、青福とちょっと略して呼ばせていただきますが、この制度につきましては、本協議会の第1回の協議会におきまして、当時の戦後の社会的経済的な混乱期が続く時代を背景に審議をされ、その翌年の昭和29年1月に設置が決定されております。そして同年7月ヒロポンの追放撲滅を中心に青少年の非行防止をし、地域での活動を期待して、全市で初めて、960名の方の青少年指導員が青少協会長、当時市長から委嘱されたのが制度の始まりとなっております。

以来、改選の時期には本協議会において、制度内容等について検討をし、また改選要綱を作成するなどしてきましたが、平成24年度の青少年問題協議会におきまして、委嘱の方法や定数などについて、区の実情に応じた制度となるように問題提起、審議がされまして、市議会や区長会等でも議論を経て、制度改革を行った結果、平成26年度の委嘱分から現在の各区長が推薦決定をし、行政としての市長が委嘱をする制度に改められております。制度改革後は本協議会におきまして、青指青福の状況等を報告し、ご意見等賜っているところでございます。

また、平成26年度からは地方分権の流れの中で、地方青少年問題協議会法の改正があり、それまでは会長は市長をもってあてるとされていた規定がなくなったことを受けまして、本市条例も市長が委員から外れ、会長も委員互選というふうに改正をされております。また、最近の審議内容といたしましては、これも本日の議案にあります地域における青少年の居場所づくり事業に係る有識者の派遣事業が挙げられます。平成27年8月の本協議会におきまして、青少年の健全育成に関わっては今までの公的な施策は対処療法的であり、現在問題が顕在化していない対象についても健全育成施策の対象とする必要があること。また、核家族化を含め、青少年の育ちに地域や周辺の大人のかかわりが希薄化をしており、公的な受け皿ではなく、地域で運営される

場所がツールとして重要であるということが議論、確認されまして、各地域で行っている居場所づくり事業の現状を踏まえ、局から有識者の方を派遣し、事業展開の援助を行うことを目的として、平成28年度から実施をしているところでございます。後ほど具体的な内容についてはご説明をさせていただきます。以上でございます。

森栗会長

ありがとうございました。続きまして府警本部生活安全部少年課少年育成室長で本協議会の委員でもある池永委員から大阪の少年非行の現状についてご報告いただきます。よろしく申し上げます。

池永委員

紹介いただきました府警本部少年課の池永でございます。本日はご出席の皆様には青少年の問題だけでなく、日ごろから大阪の安心安全にかかわりまして、広くご支援を賜っております。誠にありがとうございます。まず、この席からでございますが、まずお礼申しあげます。以降、ちょっと座ってお話させていただきます。

まず、大阪の非行情勢について、お話させていただきます。昨年、府下で窃盗、暴行などで検挙補導された少年は3,770人、この数は平成23年から一貫して減少をしております。23年の半分以下という数字になっています。その減少傾向が今年も続いており、このまま進むと、3,000人余りになるかなと。戦後最低の数字で間違いなさだろうと思います。無論、この数字は大阪市内でも同様に続いております。昨年大阪市内でのこういった形で検挙補導される少年は1,400人余りでした。減少の大きな要因としてあげられますのは、ひったくりでありますとか、単車盗でありますとか、車の中の荷物を狙う、車上狙いなど、街頭で敢行される犯罪が大きく減少される中、子どもが手を染めることが多い自転車盗、部品などの単純な窃盗も大きく減少していることが大きいかなということを考えております。全体数が減少す

の中で、大阪の非行少年の問題で、浮かび上がってくるものは一つ目には非行の中心が中学生であるということです。非行で検挙等される少年の実に4割余りが中学生であります。これは全国の平均を10ポイント余り上回っているという状態です。

2つ目には一度非行に走った少年が再び非行するいわゆる再非行率の率が高いということです。昨年の場合、37%余りでした。これは年々、そのポイントを上げており、ここ10年で7ポイント上昇いたしております。3つ目は少年特有なんですが、友達と一緒に非行する。共犯で犯すことが多いということです。これらを簡単にまとめますと、大阪の非行というのは表面上数的には改善を見せて、落ちつきをもっているかのように見えていますが、内情は実に根が深いという状態ではあるということやないかなと思っています。

さらにもう一つ、ネット非行という問題があります。今、盛んに報道されている座間の殺人事件ですが、これは私たち大人にネットの問題にどう取り組んでいくかということ提起しているのではないかと思います。SNS、ツイッターが犯行のキーワードとして大きくクローズアップされています。これらはスマホだけじゃないですね。Wi-Fi環境さえあれば、ご存知のとおり、ゲーム機からでも接続がいたもたやすい。世の中の利便性が高まるほど、そのすき間での危険は増大しているというところなんです。守る環境が脆弱な子供たちの間に確実に被害者を生み出しているのではないかと。このような情勢を踏まえまして、府警としましては府下10カ所に設置しております少年サポートセンターを中心に街頭での補導活動、非行防止教室、情報発信活動、さらには非行に走ったり、走るおそれのある少年を対象とした継続的な指導、学習支援、スポーツ教室などですね、それぞれの少年に合わせた形での立ち直り支援、居場所づくりを推進しているところです。さらにはセンターには少年非行の専門職としての臨床心理士の資格をもつ職員を配置しております。これらにて少年の保護者からの相談にも対応しております。

また、サイバー空間におきましては、ネットパトロールも逐次推進しているところ

です。しかしながら、十人十色と言われますように、非行を犯す環境は違えば、一人一人の個性も違います。ネット空間は少し表現は悪いかも知れませんが、限りなく広がる無法の空間です。非行に陥る青少年の多くは周囲の大人の環境に恵まれず、また環境にも恵まれていない、弱い立場の青少年であります。これ、青少年に対する支援の手は警察だけの取り組みでは十分なものではありません。支援のもと、居場所づくりはまさにオール大阪で実施していかないと有効なものではないかなと思っています。青少年対策は今のときに投影すれば、大人の世界を映している鏡でございませぬ。また、将来に目を向ければ将来の安全・安心対策でもあります。折しも大阪は2019年G20、さらには2025年万博に立候補を表明しているところです。世界から訪れる多くの来阪者に大阪のよさを実感していただかねばなりません。そのために本協議会を中心とした青少年問題を協議、そして青少年の居場所づくりを推進していただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。私からは以上です。

#### 森栗会長

ありがとうございます。大変重要なご指摘があったと思います。警察だけで全部できない。せつかく今日いろいろな方が集まってきていただいていますので、それぞれにおいても連携をもってやっていただくことが重要ではないかなと思います。警察とすぐ連絡したかったら、池永さんにつなぐということで、連携してやっていきたいなと思います。課題はとて多いですよ。サポートセンターだけでできるわけではなかなかない。地域で中学生の問題をどうするのかって、ものすごく難しい。犯罪を起こす前にどうするのかという、この難しい問題がいっぱいございます。ネットの指摘もございました。実は先ほどのご指摘の中で青少年問題協議会、昭和28年、私が生まれる前ですね。ヒロポン問題が最初やったんです。今日の薬物問題っていうのは、違法薬物だけではなくて、若者がいわゆるちょっとスカっとする薬、飲む清涼飲料水、

エナジードリンク、ああいうものを飲んでるんですが、これは医師会ともぜひ協力してほしいのですが、一緒に飲んだらあかんっていても一緒に飲むんですよ。抗うつ剤とこのエナジードリンクなど、これアルギニン酸が入ってるんです。そうするとどうなるかという、少量のカフェインでも一気に吸収しちゃうんですよ。ですから、麻薬系ですね。コカイン系みたいな抗うつ剤ありますよね。多少おされて、何も知らんままそのままふっとうあれと一緒に飲んじゃうっていうのよくあるケースです。これは警察では把握されてないと思いますけども、実はこの問題も大きいんです。日本中毒学会ではこの問題、これで救急車に運ばれる。急性カフェイン中毒で、自殺する子どもの数が結構あります。そもそも子どもたちが自殺をしたいと思って、ネット上に書き込むという状態がどういうことなのか。地域で防ぐことはできないのか。スポーツ活動だけではできない。じゃあどうしたらええんやろう。難しい課題ですけども、私たちはその課題をちゃんと認識しておいて、動く必要があるんじゃないかなと思います。警察も警察だけでできないので、そこらは連携してやっていければいいかなと思います。私調べてみましたが、大阪の10万人あたりの自殺率は全国的に見るとそれほど高くないです。ご安心ください。大丈夫です。ですが、そこはみんなで気をつけてください。特に中学生をどうみんなで見るのかなというのは大きな課題であると認識しながら、これからの大阪市の施策も皆さんと一緒に聞いていきたいと思えます。

それではこれより議案に入ります。まず初めに、青少年に係る課題に対する大阪市の施策、事業についてですが、項目別、所属別に取りまとめていただいておりますので、事務局から説明をお願いします。また、区における青少年問題の議論の場の状況についても取りまとめておりますので、あわせて事務局からご説明をお願いします。

事務局

それでは、よろしくお願ひいたします。私から青少年にかかる課題に対する本市の施策事業についての御説明をさせていただきます。まずお手元の資料1ページ、資料の1、青少年にかかる課題に対する大阪市の施策事業、項目別をご覧ください。青少年にかかる課題につきまして、これまでの青少協の議論を踏まえまして、表左端の1から4と5、その他として、分類してまとめております。なお、こちらは全ての事業を網羅してゐるわけではなく、予算規模や事業規模などが大きいものから順に抜粋している資料となっております。まず、1番目の項目、地域におけるサポート連携は青少年指導員、青少年福祉委員が活動にかかる経費や、子ども会活動推進費、子育てを支援する子ども子育てプラザなどがございます。平成28年度の予算額が15億2,194万円だったところ、平成29年度は17億866万円と1億8,671万円増となっております。

続きまして、2番目の項目②こどもの居場所づくりにつきましては、児童いきいき放課後事業のほか、各区で取り組まれているこどもの居場所づくりに関する事業、課外学習などの学力向上に関する事業などがございます。

平成28年度の予算が45億9,774万円だったのに対し、29年度は48億332万円と2億558万円の増となっております。お手元の資料には西成区のプレーパーク事業、東淀川区の中学生勉強会を記載しておりますが、それ以外の区におかれましても、こどもの居場所づくりに関する事業や課外学習などの学力向上に関する事業が新規で立ち上げられております。次に、3番目の子育て支援、親支援についてでございますが、この項目の多くは児童手当など法令に基づく給付事業が占めております。本市独自の事業といたしましては、幼児教育の無償化や塾代助成事業などを実施しているところでございます。予算の状況は平成28年度が1,463億3,800万円に対し、平成29年度は1,601億9,694万円となっておりますが、幼児教育の無償化や子ども医療費助成の対象拡大などによりまして、138億5,893万円の増となっております。続きまして、4番目の子ども青

少年の自立支援につきましては、スクールソーシャルワーカーの派遣やスクールカウンセラー事業のほか、上記以外としてまとめた表記にはなっておりますが、子ども自立アシスト事業や若者自立支援事業などを行っており、平成28年度予算7億2,112万円だったのに対し、29年度は7億6,281万円と4,168万円増となっております。

最後に5番目の項目につきましては、児童養護施設や乳児院等の整備のほか、各所属におきまして、その他の特色ある事業展開を分類しております。28年度の予算、6億9,525万円に対し、29年度は11億3,954万円と4億4,429万円の増となっております。全ての項目の合計といたしましては、29年度予算は1,686億1,130万円となっております。本市の一般会計予算の約1割を占めておるところでございます。

続きまして、資料の2でございますが、先ほどのこの予算額を区役所や局別に取りまとめた事業一覧となっております。所属により予算額の増減はございますが、それぞれ特色ある取り組みが展開されておるところでございます。

続きまして、資料の3ページ、区における青少年問題に関する議論の場、状況一覧をご覧ください。各区ごとに青少年問題に関する議論がどういう場で、どのぐらい行われているのか。その状況を一覧にまとめたものでございます。表に記載のないものもございますが、各区ではおおむね毎月1回、青少年指導員連絡協議会の会議が開催されてるほか、青少年育成推進会議や区政会議や部会などにおきまして、本日も地域団体の代表者の方や、有識者の方に参加をさせていただいておりますけども、各区における地域団体の代表の方などに参加をいただきながら、青少年の健全育成に関して実情と課題を把握し、施策に対する意見交換や議論を行いながら、それぞれ特色ある取り組みが進められております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

森栗会長

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何かご質問はないでしょうか。

なかなか高齢者問題よりも子どもの問題は施策に光が当たらない傾向がありますが、その中において、大阪市においてはこれは課題がたくさんあるという側面もございますが、積極的に取り組んでいただいているのではないかなと思います。積極的な中身を皆さんと一緒につらぬいて評価するように頑張っていかないかなのかなと思いますながら、先ほどの施策一覧を伺いました。また、後で気がつかれましたも、ご質問いただいても結構でございますので、時間もございますので、先いきます。

次に、大阪市青少年指導員青少年福祉委員制度の現況についての報告がありますので、お願いします。

#### 事務局

それでは、青少年指導員、青少年福祉委員制度の現況についてご説明させていただきます。青少年指導員は皆さんご存知のとおり、青少年の健全育成を図るために区から委嘱をされた有志ボランティア。先ほど申しあげましたとおり、昭和29年度に設置をされた制度でございます。ほかの都市においても、名称はさまざまですが、同じような制度が設けられております。青少年福祉委員は本市独自の制度でございまして、昭和31年に青少年指導員の定年が30歳としたときにあわせてできた制度でございます。青指の活動を側面から支援する位置づけとなっており、地域とのパイプ役となることが期待されている同じく委嘱の有志ボランティアです。経過説明でも申しあげましたように、青少年指導員、青少年福祉委員制度につきましては制度改正を経て、平成26年度の委嘱分から現在の制度となっております。任期は2年ですので、来年平成30年4月に改正された制度に基づく3回目の改選時期を迎えることとなり、今年度はその準備の時期となっております。現在は行政の長としての市長委嘱ですが、制度改正前までは本協議会の会長としての市長から委嘱をしてきたこと。青少年指導

員、青少年福祉委員が本市青少年行政の主要な柱の役割を果たしてきていることから、制度改正後も引き続き、本協議会に適宜現況報告等行うこととしております。まず、現在の制度と改正されました経過等について簡単にご説明をいたします。資料5ページ、資料4の改選に向けた青少年指導員、青少年福祉委員制度の周知について、概要をご覧ください。

この表の制度改正の経過のところでありますように、平成24年10月10日の本協議会におきまして会長から委嘱の方法や定数について、各区が実情に応じて区長とコミュニケーションをとりながら決めていくべきではないかとの提案があったことを契機に、専門委員会での議論が行われまして、平成25年3月4日の本協議会でその専門委員会の報告をもとに議論がされ、方向性が承認をされております。その内容を踏まえ、その後、区長会議やこども教育部会等において、要綱、委嘱者、委嘱内容、費用負担、団体事務等などにつきまして、区長アンケートや市青少年指導員、市青少年福祉委員連絡協議会との意見交換会も実施しながら、議論を重ねた結果、ここにありますように局といたしましては、市の要綱案を作成して、大きな枠組みを定め、任期や統一的な業務内容を定め、区におきましては、ニアイズベターの観点から定数や年齢などの選考要件、具体の委嘱内容など、各区の実情にあわせて区の要綱を定めることとし、平成25年12月13日に市としての実施要綱を制定しております。具体の改正内容につきましては、裏に新旧対照表として取りまとめておりますので、参考としてご覧ください。

次に制度改正後の動きでございますけれども、青指青福制度につきましては、戻りまして5ページの表の29年3月1日、代表質問の欄にも記載のとおり、地域における委嘱団体との課題の中で、例として取り上げられておりまして、市長からは活動の本来の趣旨や目的を改めて理解いただき、問題意識や意欲を持って活動できるよう、各区や各局において、各地域の状況に応じた委嘱内容の見直しや説明に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

またその下の欄にありますように、平成29年3月8日の教育子ども委員会では平成12年度の青指の委嘱数について、平成12年度の4,022人から、平成28年度は2,989人と減っておるといふ、具体の数字も挙げられまして、一番の問題は担い手が減っているということ、また、青少年指導員と青少年福祉委員はなり手の年齢そのものが重なっている区がある、同じ健全育成を目的とする団体が2つあることについての議論があり、晩婚化など、時代の変化に応じて、年齢についても柔軟に対応するなど、青指の働きやすい環境づくりを求める地域もございます。子ども青少年局からは関係局や区長と連携をしながら、各区への再度の周知徹底、現状の把握などに取り組むと説明を行ったところでございます。

ここでこの年齢につきましては簡単に補足をいたしますと、資料の10ページ、資料の6に各区の青少年指導員、青少年福祉委員制度の要綱一覧をつけておりますので、ご覧ください。各区の要綱一覧にしたものでございますが、表の左半分の欄が青少年指導員、右の半分が青少年福祉委員についての表になっております。北区の欄を見ていただくとわかりますとおり、年齢の欄を見ていただきますと、委嘱の年齢要件といたしまして、現在は18歳以上、50歳未満までとしている区が大半になっております。特に、年齢の上限につきましては23区が50歳未満としておるところでございます。青福につきましては右半分ですけれども、弾力規定を置いている区も多くなっておりますが、基本として30歳以上、65歳未満としている区が多い状況となっております。特に、年齢の下限につきましては、満50歳以上との規定が11区、30歳以上としている区が13区ありまして、青指との年齢が重なっているということになっております。これらの経過を踏まえまして、青少年指導員のなり手不足、青少年指導員と青少年福祉委員の年齢の重複が指摘される中、青少年指導員の働きやすい環境づくりが求められていることから、戻りまして、先ほどの資料4の2枚目、7ページでございますけれども、各区宛てに改正に向けての制度の周知を行っております。内容的には先ほどの資料と重なる部分もありますが、制度改正等の経過を説明し、地域の

関係団体の意見を踏まえながら、地域実情に応じた選考をお願いしているものでございます。なお、この通知文の添付資料につきましては膨大な量となることから、本協議会の資料としては添付をしておりませんのでご了承の方お願いいたします。また、区長会におきましても説明を行いまして、特に青少年指導員の上限年齢、青少年福祉委員の下限年齢の検討をお願いしたところでございます。

次に、9ページ、資料の5、改選に向けた青少年指導員・青少年福祉委員制度の各区での話し合いについての概要の資料でございます。先ほどの数字等も踏まえて、改選に向けた現在の各区での話し合いの状況等まとめた資料となっております。

まず、一番右の欄に現況といたしまして、各区別の青少年指導員、青少年福祉委員の委嘱者数を記載しております。青少年指導員等につきましては年度途中での追加委嘱もございますので、先ほどの資料からは人数が増えておりまして、本年8月現在では青少年指導員が3,153人、青少年福祉委員が2,881人となっております。この調査時点では24区中18区において既に区青指、区青福などとの意見交換が行われており、年齢要件におきましては、24区中17区が現行のまま。1区が改正を予定している結果となっております。残る6区につきましては今後、意見交換会が予定されることになっております。本市の青少年行政におきましては設置以来、青少年指導員、青少年福祉委員の方が果たしてきた役割は非常に大きいものがあり、そのことは現在も変わっていないと考えております。制度改正によりまして、委嘱業務の内容、定数、選考基準など、区において、より区の実情に応じて定める委嘱が行える制度となっております。しかしながら、なり手不足や負担感を訴える声があることも事実でございます。引き続き局としても各区とともに青少年指導員、青少年福祉委員の方が働きやすい環境づくりを含め、状況の把握や、制度としての点検、必要な充実に取り組んでいきたいと考えております。本日は青少年指導員、青少年福祉委員の代表の方をはじめ、さまざまな場面で青少年指導員や青少年福祉委員とのかかわりのある委員の方もおられると思いますので、忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。

ますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

森栗会長

ありがとうございました。かなり深刻な状況ですね。さらに深刻ですね。皆さん、どうでしょうか。当事者はまずご意見もあると思います。いかがでしょう。大阪市青少年指導員連絡協議会会長加藤さん、指名で恐縮ですが、今の報告に対して、どうしようと思ってるのか、なかなか難しいとか、地域でどういう議論されてるのかとか。何か。

加藤委員

人材不足というか、現状、この50歳になる年ですね。昭和生まれでいうと、昭和41年生まれ、昭和42年生まれの人が、非常に多くて、今期、来年3月31日ですけど、なった時点で、卒業する人がすごく多くて、この人材というのを確保も大変な状況なんですけれども、定年を延ばすという議論は当然出てて、各区で実情にあわせてしていただいているというところなんですけれども、人材不足だから延ばすという一時的には運営頼みはあるんですけれども、例えば、5年延ばしたところで、5年後に同じような状況にはなるだろうし、いずれにしても若い人たちを確保する努力というのは必要かなというところだと思っています。それについては私どもでできる範囲で、広報活動ですね。その辺に力を入れる。対外的には。それと内向きにおいてはやっぱり制度も改選基準も大事ですけども、実際のソフト面といいますか、活動内容自身も青少年指導員自身がこうやりがいも感じて、効果的なものである必要があるし、その質の向上を目指して、各種研修も力を入れてますし、あと資料であるんですけれども、やらされ感があるというそういう話も出たりするんですけれども、これはこのそのときのメンバーにもよるところでございます。要は区の青少年役員の方々にも

話で出るんですけれども、よりそのときの主導的なリーダー的な人たちがいかに空気づくりというか、そういうものを力入れて、いかに懸念していただいているかというところも話し合って、向上をめざしているところでございます。

森栗会長

ちょっと教えてほしいんですけど、このこれは男でも女でもいいんですよね。今男女比率はどないですか。

加藤委員

女性が30%ちょっと超えています。

森栗会長

結構おられるんですね。

加藤委員

30%以上を目指して、そういう取り組みしてて、今のところそれをクリアして。

森栗会長

努力はしてるんですね。

何をするかという質の向上を一体どういうことをやっていくのかというの、大きな課題かもしれませんが、富士原さんいかがでしょうか。

富士原委員

青少年福祉委員を仰せつかっております富士原でございます。私自身も青少年指導員を25年以上勤めた後、定年の後、今まで福祉委員を仰せつかっておりますけれど

も、私が青少年指導員をしていたころの環境とは随分、変わってきております。特に資料の6ページを見ていただいて、平成25年度の制度改正前と制度改正後ということで見ただけだけでも青指、青福の立場がおかれている面が変わっているということが理解いただけるかと思えます。特に最近では市、オール大阪というような立場で動くことが少なくなってまいりまして、地域の中で活動するよということ、特に青少年指導員のメンバーたちが一番活躍するであろう子どもたちの健全育成に対して、小さな枠の中で動くことが多くなっておりまして、全区全市的に取り組むような行事が非常に減っております。その辺は費用負担を見ていただいてもわかりますとおり、以前は市の方からの補助金、委託料、その他で結構賄われておったものが今は交付金という形で非常に狭まった中での活動に限定されているというところもあります。せっかくこの大阪市全体を含めて青少年の非行防止のために動いていただいている団体がこの小さな枠の中で動くことってというのは非常に残念でございまして、やはりもう少し大きな活動の場を提供していただくように市の方でも幾つか考えていただければなと思っています。2025年の万博誘致につきましても、我々個人個人が万博の応援したってやということ言われますけれども、以前は全市的に青指、青福、全員で万博をもってこよよというような気合いがあったんですけれども、今はちょっとそういうような全市的な取り組みということ自体が少ないものですから、なかなかまとまったそういうオール大阪での動きというのができなくなっているというのが現状でございまして。

森栗会長

ありがとうございました。ちょっと教えてほしいんですが、大きな活動の場というのは市全体の中で活動があるとやる気も起きるし、というお話しだったと思うんですけど、その青少年福祉という観点からしたときに、市全体として大きな活動ってというのは、万博誘致やないと思うんですけども、例えばどういうことが視野に入ってくる

んでしょうね。

#### 富士原委員

以前はですね、福祉委員はそういう面ではないんですけども、青少年指導員の時にはその市の大きな行事に対して、イベント手伝いという名目において、全市的に動員がかかっておりまして、そういう中で結構各区のコミュニケーションがまずとれます。そして、その市に対する思い入れというか、その気持ちも高くなってくることもありましたので、私の経験ではもう随分なくなって久しいですけども、御堂筋パレードのような全市的な行事だとか、ねんりんピックだとかですね、パラリンピック、そういうその大阪市がいろんな行事を誘致してきた際に、青少年指導員というそのボランティア団体がいろいろなお手伝いをさせていただいたというようなこともありましたんですけども、今、全くそういう機会が失われておりまして、基本的には地域の子どもたちのために接してくれるだけでいいよというような小さな活動場所しか与えられていないようなイメージを受けております。

#### 森栗会長

市全体として青少年、僕は青少年指導員とかそれからこの福祉、青福ですね。こういう制度っていうのはつくる時はまた大変ですよ。潰すときには簡単ですけど。ものすごく大切なことだと思います。だったら何するのが重要。何するかが重要で、青少年の抱える問題っていうのは先ほどから犯罪の問題も含めて、それから自殺の問題も含めてネット上の問題も含めてやるべきことがあって、これ全市的にやるべきことかもしれませんね。ネット上の問題とか。薬物の問題とか。これ医師会と連携してやっていくっていうことももちろん医師だけではできないわけですから。僕は御堂筋のパレードが青少年福祉の全市としてやるべきことだから、全市的にやりたいっていう

のは、ちょっと昔はそうやったかもしれんけども、今、全市としてやるっていうときにはちょっと違うんちゃう、と。子どもたちの問題がこんなに深刻に一杯抱えている中で、青福や青指は何をするんや。全市として。区でやってることがちょろちょろしてるからやる気が起きないと。そういう問題ではなくて、自分たちは何をするんやということを明確に示していただければ、それでやったらいいいじゃないですか。それにちゃんと差をつけるのは当たり前の話じゃないですか、と私は思っています。女性の参加が少なかったらこれはこの組織はあかんと思ってましたけど、ちゃんと女性を入れ込んでおられて素晴らしいと思います。ですから、元気な高齢の方も含め込んで、定年をかえるとか、いろんな形でやってもいいと思います。でも一番重要なことは何をするかです。全市的にやるべきことは僕はあると思う。だけど、イベントの参加じゃないと思います。このここでの保護司の方との連携とか、いろいろな方との連携の中で、するべきことをちゃんと見つければ、それはやるべきだし、やってほしいし、それなりに予算をつけなあかんこともあるのかもしれない。

#### 加藤委員

青指のほうの話ですけども、全市的な取り組みとしてはスポーツの取り組みと文化の取り組みと2つ例年予定しておりまして、スポーツにおいてはこないだの日曜日に済ましたところですけども、各区、地域、区で予選を組んでまたブロックとかで予選して、最終的に大阪城の広場でソフトボールとキックベースの大会をするというものなんですけれども、それと年間半年ほど通じて、絵画や写真のコンクール、募って、それを行っていると。あと、青指自身のスキル向上で毎年全市的に研修をやっておりまして、全体、これは来年2月の第1日曜日に予定してるんですけども、青指の主軸の活動である指導ルーム活動という名前のものであるんですけども、あとで出てくる居場所づくりにちょっと関連したような活動ですけども、そのスキル向上を目指して、全市的に取り組みということを予定しております。

森栗会長

ありがとうございます。いろいろ新しい取り組みもされてるようで、せっかくです  
ので、その指導ルームの活動をもう少し皆さんに。

加藤委員

はい。名前は指導ルーム活動というので、私も青指になって、最初2か月ぐらいは  
どっかに部屋があるんだろうなと、思ってたんですけど、そういう部屋ってなくてで  
すね、何してるかというのと、夜、夜間に見回り活動を毎月25日と決めて、全市的に  
見回り活動をするということをしておりまして、もともとそういうふうにならな  
うネーミングがついてるかといいますと、もう何十年も前の話と聞いてますけれど、  
実際に大阪で2拠点ほど、子どもたちがよりどころとなるような場所を設けて取り組  
んだ経緯があったと聞いてまして、ただ、そのときは大人が大勢ひかえているところ  
にわざわざ説教されに行くような子どももいなくて、誰も寄りつかなくて、だからそ  
ういう意味で言えば、青指は1回、そのよりどころの取り組みは1回失敗してるよう  
にも思うんですけども、そのうち指導員が積極的におもてに出ていくようになったと  
いうのが今の見回り活動につながってるんです。ですので、ただ単に見回りにおいて、  
やっぱり青少年指導員というのは子どもたちのよりどころというか、相談相手という  
か、そういう存在であって、その上での見回り活動中のコミュニケーションというそ  
ういう意味を込めてやっております。

森栗会長

これいつから始めたんですか。見回り、指導ルーム。

加藤委員

もう30何年前ですかね。それはもう短期間で失敗してるんです。実際に施設を構えて。

森栗会長

でもやろうとしてるのはすばらしいですよ。

加藤委員

ただ、その精神は今でも見回り活動通じて、続けてる。

森栗会長

これちょっとずれた話。僕は青指と青福の制度はとても大切だと思っているので、言うんですけれども、ほかの町と、要は西宮やったら青少協って言うんですけど、大抵PTAの上の仕事。PTAのついでの仕事。PTA卒業してもやめられん。まだやらされるみたいな、その程度の感じです。ですので、男たちはほとんどかかわってません。おじいさんがちょっと上についてるみたいな感じです。神戸市でも一緒です。大阪の男たちはえらくって、ちゃんと地域で子どもたちのことかかわろうとしてるんですよ。この青指とか青福の人たちの意欲をどういうふうにする、展開していくのかが重要な課題で、ちょっと今私悪口いいましたけど、イベントだけとちやうやろといいましたけど、この指導ルームのようなものをもっと具体的に展開していく策をぜひこども青少年局ともよく相談して、やってほしいなど。全市的にやらなあかんことはきっとあると思います。あんまり真面目に指導ルームだけやってると疲れるので、続かないんですよ。ちょっと楽しみとか、イベント的な感じでもかまへんんですよ。青少年、中学生なかなか地縁団体だけで難しいところありますので、中学生ぐらいをどうやってこう話を聞いてあげる場所をね、つくろうかというのはなか

なか重要な課題。青指、青福だけで難しかったら医師会とも連携するとかね、結構重要で、子どもたちが自殺したいなんて声がいっぱいあるわけですからね。全然認識のないところで展開するんでなくて、地域の中でよく知った人たちがいつでも相談できる相手としてあるっていうことはめちゃめちゃ大切なので、そこは人が集まらないという問題と違って、むしろ何をするかを広めていただいて、進めてほしいなと思っています。何でこのことに熱心かという、昔はいたんですよ。昔は各地域ごとに青年団があって、誰かおってですね、相談できたんですよ。今子どもの数も少ないんですよ。子ども1人でも大変。子ども3人おったら人間関係3つですよ。子ども2人おったら人間関係2つですよ。子ども5人おったらむちゃくちゃですよ。人間関係ね。私子どものとき4世帯20人で暮らしてましたから、人間関係むちゃくちゃですよ。そうしたらこんな人間ができてしまって。それがええかどうかわからんけども。まあ1人よりはいいですね。で、今子どもたち1人とかね、2人とかね。その中で地域でも相談できる人おらへんのですよ。ネットの中で自殺しよかって書くしかないんですよ。親とけんかしたら行き場所がないんですよ。だから誰が頑張らなあかんか。青指、頑張っしてほしいと思ってね。しんどいけどね。だから、ぜひ。真面目にやり過ぎると続かないので、ちょっとイベント的でもいいので、こううまくこう、子どもたちが集まれるような。それが青指が裏に回って、お医者さんとか、それからカウンセラーとかね。そういう人たちを前に立ててやるとか、それから、大学と連携してその人たちを前に立ててやるとか。いろんな手があると思うんでね。ぜひ策を練って、せっかくこういうようになったんですから、策を練って、案をいっぺん、課長とは全然相談してませんけど、青少年課長とこへ持って行ってください。青少年課長は「はい」って言って受けとめて、あと局長のところへ持って行くと思いますので、また仕事が増えたと泣いてますけど。

加藤委員

毎月1回行われる会議には必ず同席していただいてまして、そこでも承知していただいているところですが、先ほど申しましたように、2月に入って第1日曜日に行う研修、これ各ブロックがあるんですね。ブロックごとにこの指導ルームのあり方っていうのを、理想とするものでもいいし、好事例、こう取り組んだ発表でもいいし、それをお互い出し合おうと。それでちょっとコンクール形式でやっという計画はあります。

森栗会長

ちょっとでもいけるやつをね、やってみたらいいと思います。ぜひ、ほかのところと連携も重要な課題になってくると思いますので、ちょっと私のほうの個人的な思いがあって、コメントし過ぎました、すみません。

ほかにどうでしょうか。もう一度言います。大阪はほかの町よりはずっと動いてます。この青指、青福の制度はとっても大切だと思ってます。ぜひ今の時代に子どもたちが求めているもの、かなりいっぱいありますので、それに即応するような、しかし、余り真面目過ぎて続かんようなものはあかんので、皆さんがちょっとこう続けやすいようなものをぜひ考えてご提案いただけたらなあというふうに思っています。また、どういう展開になったか、次の会長が聞くとお思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かございませんでしょうか。

矢野理事

よろしいですか。私、このごろ子どもとか見てますとね、一番大変だなと思うのは、ゲーム中毒です。来られた中学生とか、昼夜逆転、賢い子なのに学校に行けなくなる。本当に寝ずにゲームをしましてね。免疫下がって病気ばかりしたりとか、そういう方来られたら、目つきが違うんです。依存症の目つきなんです。それが中学生だっ

たらしいんですけど、2歳ぐらいというのもあるんです。2歳はタブレット持ってくるんですよ。診察のときにそれをちょっと手元から離そうとすると、ものすごい目つきでにらんで泣くんです。もうこのネットっていうので課金もできますよね。ネット課金で毎月100万ぐらい使って、離婚されたお母さん、そういう方も来られますね。だから子どもから大人から本当今のゲームというか、スマホ依存というか、何とかならないのかなと思って。スマホ断食みたいな合宿があるそうなんですけど、3カ月待ちだそうです。本当に需要が多いので、できたら大阪府で予算をつくってそういう合宿を冬休みとか春休みとか夏休みとか、本当してくださったら医師会とか医師とか、小児科医会とか、協力いたしますので、小児科医会はスマホに子守をさせないでというポスターを作ってますが、ポスター作ったって、お母さんはいくこと聞きません。お母さん自身がもうスマホから顔はずさずに、受診されますからね。これはね、3分の1ぐらいの方が依存症になられるみたいですね。10人いて、10人がなるんじゃないんですよ。やっぱりその方のなんか性格とかあるんでしょうけども、これからどんどん大きい問題になっていくと思うので、ネットの中でももちろんその課金だけじゃなくて、犯罪もできると思いますので、先ほど警察、大阪府警とか言われたように、これ何か取り組んでいただかないとえらいことになるわと思います。

#### 森栗会長

これはね、どうしようもないところありますね。でも、お母さんがスマホ子守りっていうんですよ。電車の中で子ども抱えてるときに子どもが泣きそうになるんですよ。するとね、みんな冷たいんですよ。かっという目をするんですよ。お母さんにしたらスマホ見せるしか仕方ないんですよ。もうちょっとう、お母さんがそれをつらそうにするん違って、もうちょっとう安心して電車の中に乗れるような社会にせなあかんじゃないですか。なかなかそれが難しいんだけど、やっぱり大阪府はちゃんとした大人が一生懸命頑張っているいろんなことをやってると。青指、青福やってると。

そういう人たちが中心になって、それからほかの団体とも連携をとって、できることから、生身の人間関係をつくっていかないかんわ。警察とも連携をとってね。少しでもそういう生身の人間関係をつくる努力をせんと、なかなかこれは敵は手ごわいですよ。みんなでやらなあかんことは結構いっぱい。さっき、先生楽しそうに。何かこう、何か、でもせっかくだから何か一言ぐらい。子どもに関して。

葛西委員

子どもに関してですか。今のネットの依存の話ですが、私は母子世帯の住宅事情について研究をしてきました。かなり、貧困なので、住まいのコンディションが非常に悪いんですね。一部屋しかないとか、勉強するスペースがないとか、非常にそういったような声をよく聞きます。学習室を設けるとか、収入の格差が貧困のことにつながるとか、かなりおっしゃられるんですけども、住宅のスペースがすごく小さいことが、彼女たち、母子家庭の子どもたちに教育の機会を奪っているということもかなりあるんですね。地域も母子相談員さんに聞くと、部屋が1つしかない。お母さんが疲れて仕事から帰ってくる。電気を消すしかないという状況があって、子どもたちはどうするかというと、出ていくか、さらには布団の中にかぶって、スマホいじるしかないってというような環境もあるんですね。だからそういったことを考えると、やはり地域に子どもの居場所をつくるということは非常に重要なこと。そういう観点から見ても、部屋が小さい。これは改善するのは住宅施策として非常に必要ですけども、やはりそれができないのであれば、地域にそういった子どもがずっと寄れるような場所ですね。小さい子どもがいると、勉強ができないお兄ちゃんたちはその子どもが騒いで勉強ができないとかですね、本当に自分の居場所が住まいの中になんないって子どもがたくさんいらっしゃいます。ですので、地域にそれこそどういふものをつくるのってというのがここで議論すべきことだと思うんですが、やはりそういうような視点を見てみますと、やはり地域に何とか。

森栗会長

少しでもですよ。少しでもね。で、怖いおっちゃんとう優しいおばちゃんとか。怖いおばちゃんと、優しいおっちゃんとかね。いろんな人がおったらええ。もっといろいろな大人にふれるっていうことが大切です。本来青指とか青福とかっていうのはそういうことで地域でね、いろんな活動してこられて、大阪はまだまだ大人の男もね、それから女性も巻き込んでね、せっかく動いておられるので、ぜひ連携して進めてほしいなって思っております。

竹村先生、こういうようになったんですが、ご意見を。

竹村先生

地域の中で、実は拠点というのが大体福社会館とか、連合町会の会館とか、町会会館とかいうのがあるんですね。それは大体1階が老人憩の家になっていて、そしてその2階3階ぐらいが集会をするときに使うっていうようになってるんですけど、変な話ですけど老人憩の家ってというのが、実際にはそんなにいつも開いてるようには感じないんですね。お葬式には、というか、お通夜するときには非常にあれですけども、非常にそういうものが反対にもっと子どもたちに使えたらいいんじゃないかなというね。今は月1回子育てサロンとかそういうのはされてるんですけども、乳幼児が中心なんですね。それとか、地域で今喫茶サロンというのがされてるところが多くて、私の地元なんかはカレーライスだとか、あるいはタコ焼きなんかを出してはるんですね。それがやっぱり平日ですね。反対にああいうのを土曜日にしてもらったら子どもたち、給食もありませんしね、反対に。タコ焼き6個で100円なんですよ。そうするとお年寄りも来るし、子どもたちも来るしっていうふうな拠点になるんじゃないかなというのが、こんなことを感じてまして、新しく拠点をということになりますと、それも

本当に空き家がいっぱい出てきてますのとそういうのが今活用できたらいいんですけども、今ある地域の資源を活用して、少し上乘せを出していただいて、そういう活動ができるっていうふうな形になれば、反対に青指の方々の拠点にもなっていくのではないか。青指の方々自身も本当に地域のそれぞれ会合するときも、うまく会館使えるところと使えないところもあったりしますのでね、そのあたりをうまくやはり一つはこうしていただけたらっていうのが、そんなふうに思ったりしますね。

森栗会長

それはもう青指の方々、地域でもそれなりの活動もやられていますし、青指の方がいたら誰もそんなん言いませんからね。

竹村先生

いや、やっぱりあの、強い方、ものすごく。

森栗会長

そんなん大分弱くなりました。

竹村先生

いやいや、でもやっぱり怖いですよ。

加藤委員

区青指においては大体会議するとか、例えば大体、区役所のほうで、要はコミュニティセンターとか、その辺無料で使える配慮していただいているところがほとんどですけど、各地域で、老人憩の家使うのであれば、大体1,500円ぐらいはお金とられるというのは。お金払って使うという。

森栗会長

よし。皆さんここでじゃあやっぱり場所必要ですよ。誰がやるか。それは青指、青福だけじゃなくて、いろんな人たちがやったらいいけども、地域福祉っていうのは子どもは除外するのか。青少年は除外するのか。あり得ないじゃないですか。ぜひ私はこう思います。青少年の福祉、それから子どもたちの居場所、これらに関して地域の既存の施設をできるだけ活用するように協議会としてここでみんなで一緒に申し合わせをしませんか。議事録に載せませんか。

竹村先生

先生それとね、老人憩の家は実は、老人憩の家の助成金が出てるんです。それが一つは実は光熱水費になったりしてるんですね。ですから、反対に地域の関係の団体、私もちょっと入ってるんですけど、そうしますと、借りるときに毎回お金かかるんです。光熱水費がかかる。やっぱりそのところどういふふうには実は負担がないようにしていただくためには青少年の家、活動補助金みたいなそういうものができたら少々の。

森栗会長

お金の問題で昔のおじいさんやおばあさんは子どもたちのために一生懸命守ってきたんですよ。おじいさんとそれから子どもっていうのはものすごく相性がいいんです。親はけんかしよんやけども。だから必ず子どもたちのためにおじいさんおばあさんはちゃんとそれ守ってきたんです。日本はそういう社会ですよ。だから、そこはちゃんとね、子どもたち、こんなけもう課題いっぱい抱えてる、抱えてるわけですよ。生身の人たちが出会うところないんですよ。人材もいるんですよ。だったら子どもたちの

居場所やそれから地域での子ども青少年に関する活動に関して、老人保健、老人福祉センターなどの地域の施設を活用することをこの協議会としては請願したいと考えます。事務局はこういう議論になったということとその担当部局のほうにお伝えください。それでよろしゅうございますか。異議がないようでしたら、座長の勝手な権限でそういうふうにしたいと思います。これ、重要なことですよ。やっぱり青少年がね、集まる。昔はね、あれはね、青年団の会所やったんですよ、昔は。いつの間にか公民館で、いつの間にか気がついたら老人センターなっちゃったんですよ。おかしいんですよ。高齢者をね、阻害するつもりはない。それも大切。

実は、このあと淀川区のお話があって、居場所づくりの事業を進めていったら、とってもびっくりしましたけど、淀川区では老人福祉センターのところにばんそうこうをはるようになっていて、何かそういう、えって思いましたけども、みんなだんだんわかってきてます。やっぱり使って、来てもらったほうがいいし、いろんな人が来たほうがいいっていうのは皆さんわかっていただいているので、そこは地域地域で方向が出てくると思います。市の方としましても老人福祉に関する部局の方でもぜひそういう子どもたちの居場所づくりとか、子どもたちの活動とか、子どもたちだけが集まるような活動とか、そういうそしてその中で青指の方々が活動されるとか、そういうことに配慮してもらえるようにぜひお伝えいただければと思います。以上です。

かなり強引でございましたが、次に地域における青少年の居場所づくり事業にかか  
る有識者派遣事業について事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、私のほうから地域における青少年の居場所づくり事業展開に関する有識者派遣事業についてご説明をいたします。まずはお手元の資料の14ページになりますが、資料7、有識者派遣事業の概要をごらんください。この事業化への欄にありますように、平成27年8月に開催されました青少年問題協議会で青少年の居場所づく

りに向けた取り組みについて議論をいただきました。その中で小学生、中学生の居場所がないとか、地域や周辺の大人の方とのかかわりが薄れているという状況があるということ。居場所をつくるのであれば、行政が行っているような公的な受け皿ではなく、地域の人材と身近にある場所を介して行うのが非常に重要だというご意見などをいただきました。また実際に各地域で活動しておられる委員の方々からは人材確保や活動の継続が大きな課題であるという意見もございます。また、局は区と十分意見交換、意思疎通を行いながらその実情に応じてサポートする必要があるというご指摘もいただいたところでございます。そこでこういったご意見を踏まえ、局は区に対してどのような、つまり、区が局に対してどのような支援を望んでいるのかを調査しましたところ、専門的な助言やコーディネートが欲しい、専門家を派遣してほしいという要望が多かったため、28年度からこの事業を実施をしております。本事業にご協力いただいております有識者の方は会長の森栗先生をはじめ、14ページに記載しております5名の方をお願いをしておるところでございます。資料の15ページに28年度、29年度の事業のスケジュールを記載しております。28年度であれば、5月に区に対して派遣希望の調査を行いまして、派遣先や有識者の方を決定し、その後、各区でモデル事業実施に向けた打ち合わせや調査を進めてきました。29年3月には各区の取り組みについてシンポジウムの開催をしております。平成28年度の実施状況については16ページの資料をご覧ください。淀川区、生野区、天王寺区、平野区の4区において実施をしております。それぞれの状況を簡単に申しあげますと、まず淀川区は森栗教授に担当していただいておりますが、居場所づくりがなぜ必要なのかということについて地域活動協議会や市民活動に携わっておられる方々に理解を深めていただくための講演会をしたいということで、要望がございました。この講演会からスタートをし、地域で活動されている方々との意見交換を行いながら、冬休みには小学校の協力を得まして、宿題カフェが実施をされております。それをきっかけとして、学校と地域が連携をした居場所づくりへと取り組みが展開をされておりました、今年

度も側面支援という形で継続して、有識者の派遣を行っております。本日は淀川区の中園課長にお越しいただいておりますので、後ほど報告をしていただくことになっております。

生野区につきましては地域での子育て支援を通じて世代間交流などに取り組んでおられるNPO法人ハートフレンドの徳谷代表が担当されております。生野区からは既存施設や地域の人材の活用、新しい主体を参画した親と子の両方を含めた多様な居場所づくりに取り組みたい、地域の方々との問題意識を共有し、運営など人材を集めるための情報発信について支援をしたいということで応募がございました。ワークショップを開催し、不安に思っていることや困っていることなどを有識者の方と一緒に解消していきながら、記載をしております4つの地域でこども食堂など地域に応じた活動がされました。生野区も昨年度に引き続き、側面支援として継続実施をしておりますが、他の地域へも広まっているというふう聞いております。

天王寺区からは放課後に子どもが過ごす居場所として、いきいき放課後事業や子ども子育てプラザのほか、こども食堂も開設されるなど、一定の居場所づくりは浸透しているものの、小学校の高学年になると、いきいきの利用が少なくなるということもあり、高学年や中学生の子どもの居場所づくりが課題であるとして要望があったところです。担当いただきましたのが大阪大学の本間准教授です。いきいき放課後事業など、地域の施設の視察。毛糸を使ってボールをつくりながら話をするという子どもの哲学の手法を使って、子どもたちとの対話も行われました。

子どもの居場所づくりにかかわる地域の方々と対話をするという取り組みも行われています。子どもの居場所づくりにかかわる地域の方々の立場を越えて、居場所の必要なことに対話をすることで、今後の展開につながっていくものと思います。

最後に平野区でございます。平野区では課題を抱える子どもが多く、地域コミュニティの力が低くなっており、青少年の居場所づくりを進めていく中で、地域人材の活躍の場としての位置づけをし、コミュニティの核となるように進めていきたい。地域

の方々も課題意識を持ってきているものの、具体的な運動の立ち上げ、成功事例などの情報は乏しいため、そういった先進事例の紹介、立ち上げや継続性、ノウハウなどについて助言が欲しいということで応募がございました。

青少年の学習支援事業などをされているNPO法人ブレンヒューマニティーの能島理事長に担当いただきまして、意見交換を行いながら、地域が主体となった子どもの居場所と多世代交流の場とする「みんな食堂」や、廃園となった幼稚園を活用した「こども広場」が実施をされました。平野区も今年度も引き続き実施をしておりますが、子どもの居場所と世代を超えたつながりづくりの運用をサポートする「みんな食堂ネットワーク拠点事業」へと取り組みが広がっております。年度末にシンポジウムを開催し、この4区の活動報告と有識者の方々によるパネルディスカッションを行いまして、取り組みの成果を全区で共有しております。その資料につきましては18ページから23ページのほうに添付をしておりますので、後ほどご参照のほどお願いいたします。

次に、29年度の実施状況ですが、こちらは17ページにございます。昨年度から継続しております3区に加えまして、新たに浪速区、港区、大正区の3区へ有識者の方を派遣しております。浪速区につきましては地域でどのようなことに取り組みば子どもたちが課外学習支援事業に参加するのか考えたいということで応募がありました。森栗先生の方にこちらの方、担当いただいております。子どもたちにとって魅力ある居場所を一緒に考えてもらうために、青少年指導員やPTA、児童員の方々と話し、現状や課題の共有を行っていただいております。港区につきましてはボランティアの方々が運営している「エルカフェ」という子どもの居場所づくりに27年度から取り組んでおられ、同年度の青少年問題協議会でもその取り組みの報告をいただいております。夏休みや冬休みの工作教室には多くの参加があるけれども、それ以外には少ない。本当に居場所を必要としている子どもたちをどう誘導して定着をさせるかが課題となっているため、どのような活用があるのか。また、不登校の保護者が集まる

場とどのように連携をしていったらいいかアドバイスが欲しいということで要望がございました。

大阪大学の本間准教授と不登校やひきこもりなどの子どもの支援をされている一般社団法人officeドーナツトークの田中代表にご担当いただいております。エルカフェでの活動を見ていただきながら、具体的な助言をいただいているところでございます。

最後に大正区でございしますが、現状の把握や課題を共有しながら、最も効果的な居場所あり方を検討するため、専門的な観点から助言が欲しいということで応募があり、NPO法人ハートフレンドの徳谷代表にご担当いただいております。テーマを設定して少人数でワークショップを開催しながら、課題の把握や意見交換から始めていくとしております。今年度につきましてもシンポジウムを開催し、取り組みの成果を共有したいと考えております。

委員の皆様方にもご案内を差し上げる予定としておりますので、ぜひご参加いただけたらと思っております。来年度につきましてはこども青少年局といたしましては、これまでと同じスキームで実施をさせていただくとともに、各区の意見も聞きながら本事業の3年間の検証も行い、その後の取り組みについて整理をし、本協議会でもご報告させていただきたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

それでは引き続き、淀川区の取り組みを報告させていただきますので、中園課長よろしくお願いいたします。

中園課長

皆さんこんにちは。淀川区役所の総務課長の中園と申します。ちょっと風邪がみでございまして、普段でしたらもうちょっといい声でしゃべれるんですが、お聞き苦しい点があったらお許しいただけますようお願いいたします。

本日は淀川区の取り組みに対しまして、このような場を与えていただきまして、誠にありがとうございます。このテーマですけれども地域における青少年の居場所づく

り、というところでの実際の活動についてということですが、会長でいらっしゃる森栗先生に非常にお世話になってございまして、森栗先生にご協力いただいた事業も含めまして、淀川区の取り組みについてご説明させていただきます。ちょっと着座にてお許してください。

お手元資料に資料9ということで、淀川区における「青少年の居場所づくり」平成28年度、29年度取組報告というところがございまして。そしてその裏に2枚目ですね。2枚目に淀川区子どもの貧困対策プロジェクトチームについて、という資料をお持ちいたしましたところがございます。本来でしたら私ちょっとこの取り組み報告についてというものを順序立ててお話しするような資料、シナリオをつくってきたところですが、今話をお聞きいたしておりますと、実際に去年行っていただきました有識者の支援がどのように実を結んだかっていうところをちょっとお話させていただいた方がいいのかなというところございましたので、若干ちょっと予定変更させてご案内させていただくことにいたします。私ども平成28年7月に子どもの生活に関する実態調査が全市的に行われたというところを受けまして、淀川区子どもの貧困対策プロジェクトチームというのをつくったところがございます。これは子どもの貧困をどのように受けとめるかというところを考えてつくらせていただきました。そしてまた、これ、役所のいろんなサービス、行政サービスとか、いろんな支援施策というのはいろいろあるんですけれども、いろいろな課にまたがってございました。多岐にわたっていると。民間の皆さんもいろんな活動をされておられるというところもございましたので、一つの課で対応できる問題じゃないなというところで区を横断的に全課参加型のプロジェクトチームをつくらせていただいたというところがございます。そのプロジェクトチームが活動した内容というところでは28年度いろいろ述べさせていただいたところではご覧いただくとしまして、この上から丸の4つ目のポツ、平成28年10月23日に森栗先生による「子どもの居場所づくり」講演会というのを開催していただいたところがございます。この講演会なんですけれども、ちょっと参加人数的

には押すな、押すなの大盛況とまではいかなかったところではございますけれども、非常に地域に感銘を与えたところではございます。これを、この講演会を機に3地域において子どもの居場所への取り組みが立ち上がったというところではございます。まず、野中地域というところがございまして、こちらが冬休み学習広場というようなものをつくって、子どもたちの学習の面倒を見ると。そして、子どもたちの居場所に変えていくというような活動を始めたところです。先ほどから出てございます新東三国、こっちは宿題カフェというところではございます。こちらも冬休みからこの活動が始まりました。この新東三国の分につきましては、ちょっと特徴がございまして、子どもの放課後いきいき事業があるんですけれども、そちらの中に取り込んで子どもたちにそういうふうな学習をさせるという、今、そういう方向に発展しております。当初の長期の休み、冬休みの間に新東三国の宿題カフェをやったときには、これ森栗先生の支援によるんですけれども、阪大の学生さんがやってきてくれはって、そして学習指導をしていただいたと。これ冬休みスペシャルと呼んでたところなんですけれども。子どもたちにとってみると、やはり大学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんが来てくれると。これ日ごろ見かけるのが地域のおっちゃん、おばちゃんが多いという子どもたちにとっては非常に新鮮でございます。若いお兄さん、お姉さん、お兄ちゃん、お姉ちゃんが子どもたちの相手をしてくれるというのはなかなかあり得ないという状況がございました。そこにその冬休みの間、自分たち、子どもにとっては休みの間が力だけは売るほどでございますので、その休みの間にお兄ちゃん、お姉ちゃんが来てくれて、自分らの相手をしてくれる。宿題を見てくれる。これは非常にいい経験になったんじゃないかなと思うところでございます。

そして、北中島、こちらのほうで宿題広場というものが。これちょっとおくれて2月から立ち上がったところではございます。月に1回こちら先ほどから話題に出ておりました社会福祉会館。そちらのほうを使って、北中島小学校、小学校限定ではあるんですけれども、そちらの子どもたちが宿題をしに行く。宿題が終わったあと、おにぎ

りだとか、豚汁だとかそういうものを食べさせてもらって、そして1時間ほど遊んで帰ると。ですから、学年をまたいだ活動ですね。ふつうやったら学年同士でかたまるんですけれども、1年生から6年生までが一つの会館に、これ多いとき100名ぐらいくるんですよね。本当にうるさくてうるさくて、私なんか行くと、非常にちょっと子どもたちは喧騒というのを感じることができるんですけれども、そういうふうなところで子どもたちは縦の関係づくりができるようなところを今、北中の宿題広場では行われております。

これらの3つにつきまして、このきっかけとなりましたのがやはりこの10月28日に行われました昨年の10月28日、23日ですね。23日に行われました森栗先生による子どもの居場所づくり講演会で。地域の皆さんを何らかのきっかけを求めておるというところはここで本当に明らかになったところでございます。

今年の活動というところに移るんですけれども、私どもの淀川区役所と、淀川区社会福祉協議会、淀川区まちづくりセンター、これよく中間支援組織とも呼ばれておるんですけれども、その3者で協力し合いまして、これまで従来、お年寄り向けの対策が多かったところなんですけれども、ちょっと子どもに向いてみようやというところを話し合いさせていただきました。そして、3者ともベクトルがあったと申しますか、ちょっと子どもについて今年は頑張ってみようというところが話としてまとまったところでございます。その結果、6月に「淀川こども居場所ネットワーク」というものを立ち上げることができました。このネットワークなんですけれども、その3者と区内の活動団体、そういうものが参加していただきまして、情報共有しつつ、意見交換をしつつ、そして民間の活動と行政の施策を結びつける場というような考え方で今活動をしておるところでございます。立ち上げ当初は7団体の参加だったんですけれども、現在10団体に参加していただいております。

行政の施策と民間の活動を結びつけるというところで、一つ淀川区で取り組んだ内容がございます。そちらのほうは資料9の中程、上から28年度の3つ目、「子ども

未来かがやき塾」ということになっておるんですけれども、「子ども未来かがやき塾」というような事業なんです、こちらの方を平成29年度に拡充いたしました。その拡充内容といたしましては、当初の子ども未来かがやき塾は、低所得者世帯児童で、特に中学生の進学率向上ということを目的にした学習支援ということだったんですね。で、平成28年度の取り組みは定員20名というところで活動しているところです。これはこれで成果が上がったところです。28年に中学3年生だった子供の高校進学率10人おったんですけど、10人とも進学することができました。これはこれで非常に成果が上がったところなんですけれども、私たちといたしましては中学生ではもう遅いんじゃないか。やはり授業の遅れを取り戻すのであれば、小学生も対象にしなければならないんじゃないかなというところがございまして、定員20名を42名に拡充させていただいたところがございます。国の補助事業でもございましたので、大阪市の持ち出しはちょっと少なくていけた事業でございます。

この事業ですけれども、今年ブレンヒューマニティー、先ほどから名前が出ておるところですが、そちらのほうを今年29年度受託していただきまして、そこに委託するにあたって私どもから条件を出させていただきました。それは何かと申しますと、学習支援だけでなく、子どもの居場所ということも考えてほしいと。子どもの居場所ということで、求める子がおれば、子どものこども食堂、そことコラボしてもらえないものかというところをお願いしました。全員が全員というわけではないんですけれども、現在10人ほどが金曜日にこども食堂をやっているところで学習支援を受けた後、受ける前かな、食堂に行って、その後その部屋の2階で学習支援を受けるというような取り組み。それが私どもが当初進めていきたいなと思っておりました民間の活動と行政の施策を結びつけ、そこが一つ生きてきたところがございます。

この子ども未来かがやき塾ですけれども、平成30年ちょっと1枚めくっていただいた29年度と書いているところの上から4つ目、30年度重点予算についてなんですけれども、こちらのほうでも拡充を目指してございます。ただ、大きな拡充という

ことになりますと、受ける側が非常に人員手配が難しいというところもございますので、今回9名拡充。その9名を拡充して、従来は淀川区区民センターで行ってたものをちょっと場所を少しかえて、加島っていう地域があるんですけども、そちらのほうにサテライト的に地域つくりまして、そちらのまたこども食堂とも協力していただいて、やっていきたいというところで30年度は組んでいきたいと考えておるところでございます。これ、いろいろなところの活動方針、活動といたしましては、この10月18日ですけれども、淀川区社会福祉協議会主催「福祉のつどい」におきまして、区内の7団体、いわゆる子どもの居場所だとか、子どもの食堂をやっております7つの団体が活動報告を行いまして、森栗先生によるパネルディスカッションを行っていただいたところでございます。

また、内容は別紙に資料として出しております「淀川区子どもの居場所—福祉実践報告—」という冊子をおつけしておりますように、そちらの方に書かれておるところでございます。で、また11月26日ですが、こちらまた森栗先生にまたご足労いただくんですけども、「子どもの居場所づくり講演会」というところで開催する予定としてございます。こちらはお配りしております黄色の紙の資料でございます。これは10月18日からの連続講座的な位置づけで地域の皆さんに子どもの置かれた現状を知ってもらって、子どもの居場所の重要性を考えていただくとして、厚かましい話ですが、支援につなげてもらえればいいなと。そういう機会として考えていただきたいということで活動、講演会を開催させていただくところでございます。以上がこの2年間の活動状況でございます。今後、もう少し淀川区のプロジェクトチームの考え方とかもご説明いたしたかったんですけども、急遽、予定をかえさせていただきまして、その活動報告のほうを手厚くさせていただきました。以上でございます。ありがとうございました。

森栗会長

ありがとうございます。いかがでございましょうか。何だか自分の話ばかりでっらいんですけども。ほかの区でもいろいろ展開してございまして、これ広まってないですね。もっともっといろんなところで。先ほど青指の方や青福の方やそういう人たちとも連携したりやっていく必要があるんですけど、どうしてももう一つ広がりきってない。それから中学生に広がるのがものすごく難しいですね。地縁団体だとね。ただ、とってもすごいのは淀川区でもそうですが、それから中央区でもそうですが、お医者さんが地域の問題を大阪の場合はものすごく注目されています。お医者さんのところで宿題カフェをやったり、いろいろな展開があつてね。先ほどから医師会というのはそういう意味で、大阪のお医者さんはものすごく子どもたちのことわかってもらっています。地域のことわかってくれる方が多いということです。連携をとれるるともっといいのかなというふうに思っています。ちょっとついでですが、今年は浪速区に入っておりまして、浪速区は課題が山積ですが、虐待もいっぱいあるんですけども、実はものすごいことが起きてまして、木津市場で中学生のこども食堂をやるということ、中学生は少ないから大切にするとということで、PTA連合会が中心になって、企業さんとそれから地元のPTAの方と連携して、宿題カフェとか、それからこども食堂が大々的に展開する。そういう動きが起きてきております。ですので、子どもの問題ってみんなかかわりたかったんちゃうかな。実はね、そこをここに来られている皆さんで連携してやっていけたらいいのかな。こども青少年局っていうのは青少年課だから、中学生と高校生だけとかそういう限定をせずに、子どものもっと前のところから一緒になって考えていくっていうことをお許しをいただいております。結果として中学生のほうにちょっと動きが出てきているということでございます。ほかの区でもそういう方向になってくるのかなというふうに思っています。

いかがでしょうか。

矢野委員

大阪府医師会でも高齢者から子どもへ関心がシフトしておりまして、一応今まではやはり高齢者中心だったんですが、これだけ少子化になりまして、子どもの問題もありますので、メディカルカフェというのをやっておりますが、そのテーマでこないだ子どもさんのことで悩んでおられるお母様とか、お父様方、15人ぐらいでケーキを食べながらゆっくり話し合おうと言って、小児科の先生、ほかの先生といろいろ話し合うというのがありまして、結構盛り上がったんですが、一番困ったのはどうやって周知するかだったんです。どこに発信したらいいのか。それが一番のネックで、本当はもっと来てほしいなと思って、広報もいろいろしたんですけども。それとまた、私も私のクリニックの2階でこども食堂をやっております、学習支援をしようと思って、1回書いたんですが、やっぱり全然誰も来なくて、今回もちょっと回覧に入れてもらったので、来るかもしれませんけれども、もし大きくなりましたら、武庫川女子大学の教職員過程をとってる学生さんたちが協力してくれるというので、できれば本当にいいのにな。でもお客が来ないというのが実情でこれをどうやって周知したらいいのかなというのが今の私の悩みでございます。よろしくお願いいたします。

森栗会長

課長さんになりかわって申し上げます。淀川区ではそういういろんな取り組みがあるのをプラットフォームでわかりやすくしようということで、社会福祉協議会が頑張ってくれてますね。連携をとって。広報も個別にやるんじゃなくて、全体でやろうということをやっているんで、恐らく1年目に比べてそういうのでこども食堂1やったものが今もう10ぐらいになってますので、恐らく来年は淀川区は100になるん違うかというのが倍々成長と考えているところです。ほかの区でもそういうことはどんどんきて。実は僕、こういう集会、集まりにお巡りさんが来てほしいなと。取り締まるお巡りさん違って、一緒に考えてくれるみたいなね。

内本局長

先生、今のお話、我々こどもの貧困対策で居場所の関係今やってましてですね、次の話のご報告と一緒にさせていただいたらどうかなと。

森栗会長

そうですね。そうですね。

内本局長

今、先生一生懸命いっていただいて、今、社協が非常に頑張っているところがありまして、これも市のほうでも市社協ともいろいろやっているところなんです。先ほど先生の思いで、老人は子ども排除するんかとか、決して、大阪の施策がそういうふうにしてるわけではなく、それぞれの役割の中で、これから連携どうとっていくかというのは、こども局がそれを使い勝手をよくということで要望とかはさせていただきますけど、決して大阪市の老人施策が子どもを排除してるわけではないということだけ、改めまして申し上げます。

森栗会長

そういうふうに記録に残しておいてください。大阪市っていうのすばらしいところで、こどもの貧困対策もして、一方でこういう居場所のことをきちっと議論することによって、どちらもが必要なことだと思うんですね。そういう意味でこどもの貧困対策、きちっとご報告を伺うこと重要だと思いますので、それでは、最後に貧困対策についてご報告をお願いします。

新堂課長

こども青少年局でこどもの貧困対策推進担当課長をしています新堂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら、私の方でお配りさせていただいています参考資料に基づきまして、大阪市のこどもの貧困対策の拡充につきましてご報告をさせていただきます。よろしくお願ひします。座ってご報告させていただきたいと思ひます。参考資料3の1のところを見ていただきたいんですけれども、ここには国をはじめとしましたこの間の動きということで経過を載せさせていただいております。先ほど淀川区の方からご報告ございましたように、既に各区、各所管ではこどもの貧困対策進めておるわけですが、少しおさらいといたしまして、経過につきましてご報告させていただきます。まず、1点目のところで国の動きというところで、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年できたということでございます。ご存知のように、OECDの全体の調査の中で、日本自体が非常に子どもの貧困率が高いと。アメリカに次いで高いということが出ておりまして、しかも格差社会と言われていゝ中で、子どもたちが自分の未来をなかなか切り開けないと。貧困の連鎖がなかなか断ち切れない。そういった課題もあるということで、国を挙げて、その問題について取り組もうということでこの法律ができました。

そして、翌年の26年には「子供の貧困対策に関する大綱」ということで、これ閣議決定されまして、母体的に都道府県でありますとか、市町村、自治体でも取り組みをしていこうということで、ここで方向性が定められました。そして下のところの大阪府のところでございますけれども、府の方は都道府県の計画というものをつくろうということでされまして、そしてこの中でちょうど少し説明させていただきますが、大阪府の場合は大阪府内の市町村全体で実態調査をしようということで、進めていただきました。7ページの市の動きの方、見ていただきたいんですけれども、大阪市ではこの子どもの貧困の課題につきまして、平成28年2月に大阪市こどもの貧困対策推

進本部というのを立ち上げてございます。この本部長は市長ということで、市長がかなりこの課題についてやはり大阪市あげて取り組んでいって、しかもこの貧困課題、先ほどのお話しからもありますように、住宅の問題がありましたたり、所得の問題でありましたり、非常に範囲が広うございまして、行政のいろいろなところ、区役所も含めた色んなところがこれに取り組んでいるということで、我々の部署の横串をさした施策にしていかなければならないということで、市長が本部長でこの施策を進めようということで、きております。そして、何度か本部会議を開催しながら、昨年でございますけれども、6月27日から7月にかけて、大阪市の子どもの生活に関する実態調査、これを行いました。次の資料の参考資料3-2の方をご覧くださいませしょうか。大阪市子どもの生活に関する実態調査の概要版ということでお配りをさせていただいているものでございます。この調査につきまして、大阪府立大学の山野教授のところまで分析をしていただきました。そして、まず調査の対象者でございますが、この概要にございますように、市立の小学校の5年生の全児童とその保護者、それから、中学校2年生の全生徒とその保護者、それとここまでは小学校と中学生の大阪府内全ての市町村で同じような対象者でしているんですけども、大阪市独自に5歳児の保護者についても調査をさせていただいております。そして、大阪市については学校を通じて、回収率をあげるために、学校を通じて調査を行いまして、76.8ということで、数そのものが7割を超えておりますので、ある意味で信用のできる調査であったとこういうふうに考えております。それから貧困研究の方はこの下に書いてございますように、まずは所得、その世帯の所得というものが大きな要素であると。それと人とのつながり。友達とつながっているのか。あるいは一人だけなのか。またそのご家庭の保護者の方々もいろいろな方とつながっているのかどうか。それとご本人が持っておられるヒューマンキャピタルということで、働く場合の労働力、そういった収入につながるものですが、そういったことということで、3つに大きな要素があるということで国際的にこういう研究でございまして、それに基づいて分析が行

われております。そして、大阪市の場合、その37ページのところ見ていただきたいんですけども、困窮度の調査ということで、所得を幾つかに分類いたしまして、こういった困窮度の方がどういうパーセンテージいてるのかということ进行调查しております。この調査では大阪市の中央値ということで、所得を低い方、あるいは高い方の順番に並べたときにちょうど真ん中に来られる方の所得が幾らかなんですけどもその中央値が238万円ということでございます。そして、そういった場合に困窮度をそれぞれ3から3、2、1のように分けておりますけれども、中央値が238万円で困窮度1というのはその50%未満の方々というふうに設定をしております。そうした場合に、そういったいわゆる困窮度の最も高い層というのが相対的に、こういう高い層というのが小5、中2の一般世帯であれば15.2%ということでございました。それは児童おられるところも、5歳児児童のおられる世帯も同じように15.2%の方々がいわゆる相対的に困窮度の高い方々。こういうふうな調査結果が出てございます。時間の関係がございますので、内容について少しまた後ほどご参照いただきたいと思っております。そして、今回の調査でこういった課題が見えてきたかということについて、参考資料の3-3のほうご覧いただけますでしょうか。1枚目のところに見えてきた主な課題ということで、6点記載しています。これは社会の経済状況について、こういった課題があるかということで、調べたデータでございます。まず一つは家庭と収入に関する点ということで、要するに収入についてという低いところが困窮度が高いと。それから2つ目はその中でのひとり親、特に母子世帯の生活が困難ということが出てきております。ずっと次のページのところまだ見ていただければと思うんですけども、特にひとり親の方の場合は非正規の方々が多くて、雇用状況がそういった意味で不安定なことも含めまして、生活水準が低いといったことがございます。3つ目に若年で親になった世帯の生活が困難だということで、10代で初めて子どもさんをお生みになられた方のお母さんのほうを中心にして調査をしておりますけれども、若年で親になっておられる方というのは中卒であったり、高校中退であったりという

方が非常に多くございまして、それと非正規の雇用形態であるということを含めまして、生活が困窮度が高いということがこの調査で出てきております。また、4点目で健康と経済的な困難ということで、経済的にも困窮度の高いご家庭につきましては、まず一つは子どもさんについては医療機関に行っているケースが、中央値より少し低いと。あるいは保護者のところを見ますと、定期健診といったような、そういったことも受けておられる方が少ないという問題が課題が出てきております。5点目の学習習慣の経済的困難・生活習慣ということでは、経済的に困難の高いご家庭の子どもさんについては学校の学習について理解度が低いということが出てきております。それとまたつながりに関することで言いますと、困窮度が高くなりますと、社会的ないろんな支援組織がほとんどつながっていることが少なく、近所の方々とお話しされることが少ないということで、情報について偏った情報がそのご家庭にある、そういった課題も出てきてございます。そして、こういった課題が今回の調査で明らかになってまいりましたので、あと大阪市全体として、この課題についてどう進めていくかということがございます。参考資料3-4のところご覧いただけますでしょうか。今現在、来年度からこの変更について本格的に事業等進めていこうということで、計画を策定をしております。ちょっと策定中でございまして、来月12月の後半ぐらいにこれにつきましては計画的に、計画をパブリックコメントということで公表をさせていただいて、市民の皆さんからご意見をいただく。そういった予定をしております。そしてこの計画でございましてけれども、ここに書いてございますように、課題ということで今申しあげました6つの課題が今回は調査で出てきておりますので、この課題に対応して、施策をつくっていこうということで今考えてございまして、重視する視点ということで6つの視点を、このような課題につきましては、その上で施策体系ということで、4つの施策を展開をしていこうということでございます。1点目は子どもや青少年の学びの支援の充実、それから2点目が家庭生活の支援の充実、そして3点目はつながり・見守りの仕組みの充実、4番目が生活基盤の確立支援ということで、子ど

もさん一人一人のところに届くような支援を4つの施策の中で展開をしていこうと考えてございます。既に大阪府で幾つかの福祉の支援施策がございますので、ここに位置づけをしながら、不足している部分についてはこどもの貧困対策ということで新たに事業を展開していこうとこういったことでございます。

そして、先ほどの淀川区からも冒頭ございましたけれども、子どもの居場所の問題については子どもさんそのものをやはり支援していく大きな課題でございますので、今年度実はいくつかの区で既にそういう居場所の事業をしていただいております。淀川区をはじめとしまして、区役所全体でいいますと、10区の区役所、それからそれ以外の学習支援とかやっているのも3区の区役所、と展開をしていただいております、それぞれをこの特徴を踏まえていただいて、居場所で学習支援をするケースでありますとか、それからNPOさんとか地域団体さんともそうやって居場所のところへ学習支援を派遣するとか、そういった課題であるとか、それから居場所を新たに作っていただく、あるいは今ある居場所のネットワークをつくって、お互いに情報交換しながら、よりいいものにしていく、していこうと。そういった取り組みも行政区によっては展開をしているところでございまして、来年度30年度以降は29年度のこういった各区での取り組みを基本としながら、より進めていこうということで現在検討を進めているということでございます。最後になりますけれども、参考資料の3-5のところをご覧くださいませでしょうか。事業検討ということでこのこども貧困の課題につきまして、大阪府としての進め方を記載してございます。28年度左側にございますが、昨年実態調査を行っております。今年度29年度につきましては、30年度以降の本格実施に向けましての方針の検討と取り組みを現在進めております。下の方に書いてございますように、推進計画について今現在策定しておるということで、それぞれ既に行っている事業につきましては再整理をしながら、基本計画をつくって30年度から本格実施に展開をしていきたいとこういう計画を今スケジュールで組んでございます。また、先ほど申しあげましたように、12月になりましたら、パブリッ

コメントで大阪市のホームページにも来年度以降の計画につきまして、掲載させていただきますので、ぜひご意見等賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 森栗会長

ありがとうございました。予定時間を超えておりますが、皆さん、大阪市本当に本気になってやっていただいております。実は子どもの居場所づくりもこれと深くクロスしています。浪速区では実はもう10代のお母さんで虐待手前みたいな人たちを地域のPTA連合会が支えています。ものすごい作戦を地域でやっていきます。区役所だけではできません。その人たちは区役所なんか行くか。何かわけわからん。貧困対策一生懸命やってるのもわからんって言うてしまうんです。それを上手に通訳して支えていくことを浪速区ではPTAの人たちがやっているみたいです。こういうことも含めて区役所と連携して進めていきます。貧困対策もまた区役所の方でこの居場所づくりと連携しながら、今後進めていくことになるのかな、ダイナミックに進めていくことになるのかなと思います。それぞれ皆様方の組織の中でも一緒になって、進めていただけたらいいのかな。それぞれの組織の中でご意見が出ましたら、ぜひ子ども青少年局のほうに一声かけていただきまして、そして警察や医師会やとか、いろんなところと連携して、みんなで一番危機的な大阪市何とかしたいと考えますので、一緒に頑張っていきたいと思います。本日は予定時間を越えてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。本日はどうもご苦労さまでございました。事務局に返さなあかんのかな。

#### 合田課長代理

どうもありがとうございました。

森栗会長におかれましては、議事進行大変ありがとうございました。また委員の皆様

様方には、長時間にわたり貴重なご意見を賜りまして、また本市のほうでも関係部署にもお伝えして共有していきたいと思えます。

終了時刻過ぎておりますので、本日はこれもちまして大阪市青少年問題協議会のほう閉会とさせていただきます。本日はどうも誠にありがとうございました。

—閉会—